

## 河川敷地使用上の注意事項

- 一時使用届出書は、河川敷地の排他独占的に使用できる権利を与えるものではない。
- 他の河川利用者、周辺住民等に対して迷惑行為とならないよう、十分注意すること。
- 第三者に損害を与えないよう安全管理には十分注意すること。万一、損害を与えた場合は、自らの責任において処理すること。
- 河川管理施設を損傷しないよう十分注意すること。万一、損傷を与えた場合は、出張所へ届け出て、その指示に従い、自らの負担において原状に回復すること。
- 使用後は後片付け、清掃等を行い、ゴミは持ち帰って処分すること。
- 使用者は、気象情報に注意し、出水等の恐れがある場合は、自らの責任において対処すること。

※雨量・水位情報等については以下より確認することができる。

国土交通省（川の防災情報） <http://www.river.go.jp>

<問合せ先>

近畿地方整備局

〇〇事務所 〇〇出張所

Tel 〇〇-〇〇-〇〇